

# 弁護士会における法教育の取り組み状況

2005/05/25

## 1 日本弁護士連合会における取り組み

日弁連は、市民のための法教育委員会において、法教育の推進を行っている。

具体的には、法教育を全国に広めるべく、全国の単位弁護士会に対して、法教育活動をサポートする組織の設置を求めている。

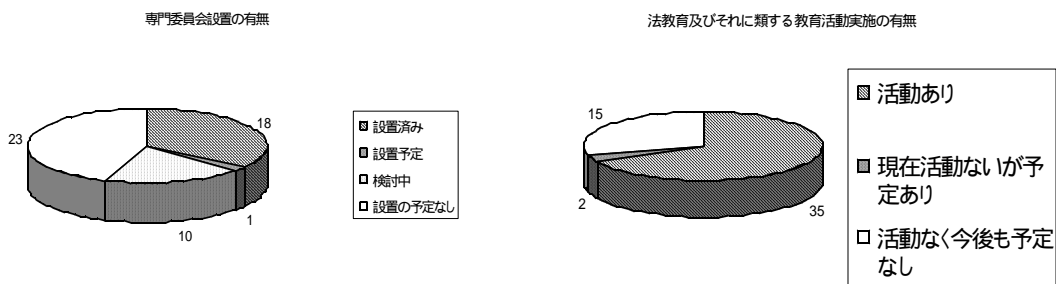
そうした組織の中で、弁護士が法教育をテーマとした出前講義を行い、法教育の具体的なあり方について知っていただく機会を設け、各地での法教育の実施を模索している。

また、日弁連では、法教育の情報の集約及び交換ができるように考え、教材の開発も試みている。

さらに、裁判員制度に関しては、裁判員制度実施本部が広報活動を行うことになっており、市民のための法教育委員会と連携を取る事となっている。

## 2 各地の弁護士会の取り組み

全52単位会中、すでに研究会の際に動き出した、茨城、大阪、福井等をはじめとして、法教育を担当する組織の存在する会は、19会になる（設置予定も含む）。なお既存の組織も含めると39の会において組織は存在することになる。



## 3 弁護士会連合会での取り組み

関東弁護士会連合会 2002年 シンポジウム  
法教育委員会を設置

中部弁護士会連合会 2003年 シンポジウム

四国弁護士会連合会 2004年 シンポジウム  
法教育委員会を設置

東北弁護士会連合会 本年7月8日にシンポジウム開催